

〔事案 28-194〕 契約無効請求

・平成 29 年 4 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時および保障の見直し時の募集人の説明から、満期時に年金を受け取れる保険と誤解して申込みをしたことを理由に、各契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 5 月に契約した利率変動積立型終身保険について、平成 23 年 7 月に保障の見直しを行ったが、契約時および保障見直し時の募集人の説明から、「満期時に年金を受け取ることができる」と誤解して契約の申込みを行ったので、各契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、募集人は契約時および保障見直し時に誤った説明をしていないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、契約時および保障見直し時、設計書などを用い、十分時間をかけて契約内容を説明している。
- (2)契約内容が意向に沿ったものであるかについて、申込書のほか、意向確認書でも意思確認を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、契約時および保障見直し時の状況を把握するため事情聴取を行った。なお、募集人は、退職済みであり、かつ健康上の理由で事情聴取を行うことができなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が各契約時において、満期時に年金を受け取ることができる保険との誤った説明をしたとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。